

# 桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 27 年 5 月 11 日

第 62 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

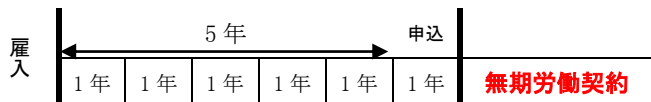
E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp) HP [www.kuwano.biz](http://www.kuwano.biz)

平成 27 年 4 月 1 日から施行

## 高度専門職・継続雇用の高齢者の無期転換ルールの特例

平成 25 年 4 月から無期転換ルールが導入  
労働契約法の改正により、平成 25 年 4 月から「無期  
転換ルール」が導入されています。このルールは、有期  
労働契約の労働者の雇用の安定を図ることを目的に、  
同一の使用者と有期労働契約が「5年」を超えて繰り  
返し更新された場合に、労働者の申込みにより、『無期  
労働契約に転換』するというものです。

＜無期転換ルール＞



### 無期転換ルールの特例

この無期転換ルールの特例を定めた「有期雇用特別  
措置法」が、平成27年4月1日に施行されました。

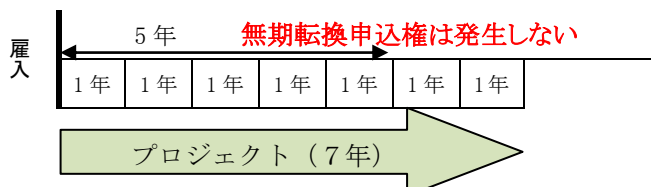
対象は、次の方々です。

#### 1. 高度専門職

- ① 年収要件: 1年間当たりの賃金の額  
に換算した額が、1075万円以上
- ② 高度専門職の範囲
  - ・博士の学位を有する者
  - ・公認会計士、医師、歯科医師、獣医  
師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社  
会保険労務士、技術士または弁理士
  - ・IT ストラジスト、システムアナリスト、アクチュアリー  
の資格に合格している者
  - ・特許発明の発明者、登録意匠の創作者、登録品  
種の育成者など



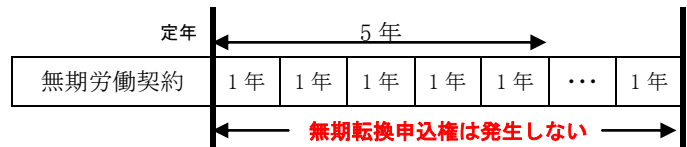
＜7年間のプロジェクトに従事させた場合＞



#### 2. 継続雇用の高齢者

定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用  
労働者(継続雇用労働者)

＜継続雇用の高齢者の場合＞



特例を受けるためには認定申請が必要

1. 事業主が特例の対象労働者に関して、雇用管理に  
関する措置の計画を作成
2. 事業主が作成した計画を、都道府県労働局に提出
3. 都道府県労働局は、計画が適切であれば認定
4. 認定を受けた事業主に雇用される対象労働者(高  
度専門職と継続雇用の高齢者)について、無期転換  
ルールに関する特例が適用

### 雇用管理計画の申請書の内容

1. 高度専門職(第一種計画認定・変更申請書)
  - ・業務の内容、必要とする専門的知識
  - ・開始及び完了の日
  - ・雇用管理に関する措置の内容
2. 継続雇用高齢者(第二種  
計画認定・変更申請書)
  - ・雇用管理に関する措置の  
内容



(例) 高齢者雇用管理者の選任、職業訓練の実施、  
作業施設・方法の改善、健康管理・安全衛生の配  
慮、職域の拡大、職業能力を評価する仕組み・資  
格制度・専門職制度等の整備、職務等の要素を重  
視する賃金制度の整備、勤務時間制度の弾力化

(裏面へ)

# 労働裁判判決事例 1

今月号から、各種の「労働裁判判決事例」を紹介していきます。いうまでもなく日本は、司法・立法・行政の三権分立制を取っています。私たちに身近なのは労働基準監督署や年金事務所の行政機関ですが、司法がどのような判断を下しているかを知ること、重要なことです。

横浜南労基署長事件(最高裁第一小法廷、H8.11.28)

## 車持ち込み運転手は労働者か

### 【事件のあらまし】

Xは、D紙業E工場で自ら持ち込んだトラックを運転する形態で運送業務に従事していた。昭和60年12月9日に同工場倉庫で運送品をトラックに積み込む作業中、足を滑らせて転倒し、傷害を負った。

Xの療養補償給付及び休業補償給付の請求に対し、横浜南労基署長は、昭和61年10月17日にXが労働者に当たらないことを理由として、不支給処分を行った。一審はXが労働者に当たると認めたが、二審はこれを否定し、Xが上告。

### 【事件の内容】

D紙業の車持ち込み運転手の制度は、運転手13名はいずれも白ナンバートラックの所有者で、道路交通法上の運送事業者の免許を有していなかった。運転手はD紙業の従業員ではなく、厚生年金・健康保険・労働保険に入れず、源泉徴収もされず、運送途上の交通事故についてはD紙業は責任を負わないから自賠責保険や任意保険に入ること、運送品を破損させて場合は弁償すべきことを通告されていた。

運転手は、会社の運送係の指示に従って作業し、1日平均2回程度の運送を行った。運転手には、D紙業の賃金規程や退職金規程の適用はなく、その報酬はトラック協会が定めた運賃表により定められていた。運転手の作業時の服装は自由であったが、ヘルメット及び安全靴の着用を指示されていた。運転手は、D紙業の親睦会に加入せず、ロッカー、更衣室なども供与されなかった。一方、食堂・浴室等の利用はでき、納涼会などに参加することもあった。

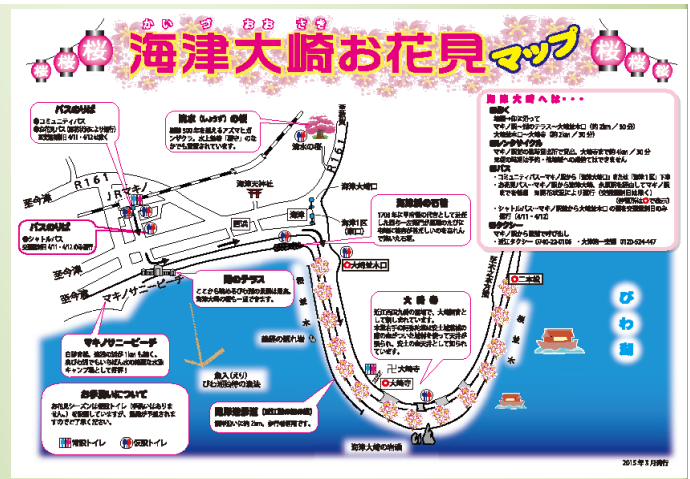
### 【判決の内容】

D紙業は、運送という業務上の性質上当然に必要なとされる運送物品、運送先及び納入時刻の指示をしてい

た以外には、Xの業務の遂行に関して特段の指揮監督を行っていたとはいえ、時間的、場所的な拘束の程度も、一般の従業員と比較してはるかに緩やかであり、XがD紙業の指揮監督下で労務を提供していたと評価するには足りないものと言わざるを得ない。Xは、労働基準法上の労働者ということとはできず、労働者災害補償法上の労働者にも該当しないというべきである。

(次号に続く)

## 事務所からひとこと



4月11日(土)に社労士の仲間10名と、琵琶湖の最北端にある「海津大崎の桜」を徒歩で見してきました。JR マキノ駅から二本松まで片道約6kmを往復し、そのうち片道4kmの桜並木の天井を満喫しました。

海津大崎の桜並木は、昭和11年6月に“大崎トンネル”が完成したのを記念して、海津村(マキノ町の前身)が植樹をしたものです。しかし、この桜並木の誕生は、その植樹の5年前、当時の高島地方事務所に道路補修をする作業員として勤めていた宗戸清七さんが、愛着のある道に何か残したいと思い、自費で購入した若木を作業の合間に植えたことに端を発すると言います。その3年後に若木が花をつけ始めると、村の青年団が協力を始め、現在の桜並木を作るきっかけになったとのこと(「高島市環境情報」より)。

海津大崎の桜は、平成2年3月に、(財)日本さくらの会から「日本さくら名所百選」に選ばれ、多くの人々に愛されています。